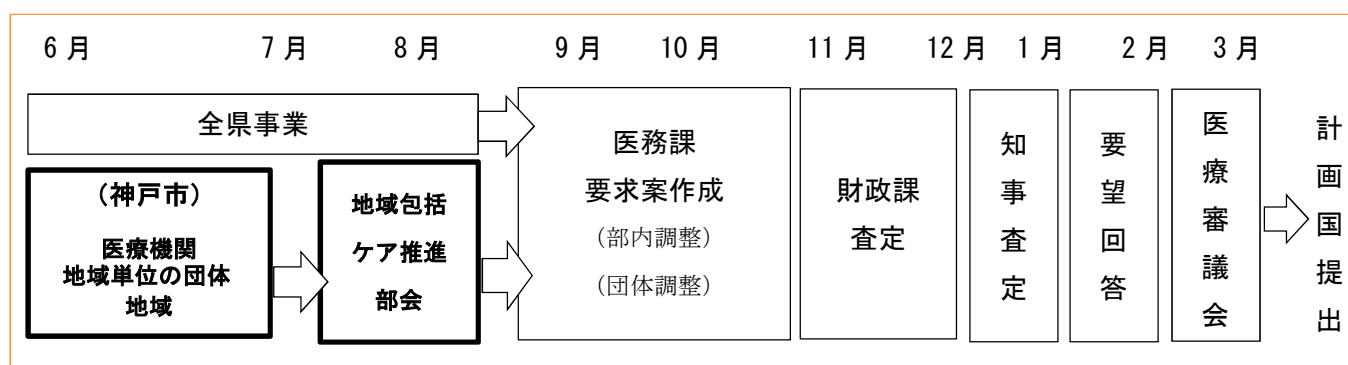


地域医療介護総合確保基金事業の事業提案について

医療・介護現場での人材確保を含め、地域における医療介護の総合的な確保を推進するため、平成 26 年度より消費税増収分を活用した「地域医療介護総合確保基金」が各都道府県に設置され、医療分は平成 26 年度、介護分は平成 27 年度に事業が開始されている。

兵庫県において基金（医療分）の事業には県下全域の課題として全ての 2 次医療圏域を対象として実施する全県事業と、地域（圏域）固有の課題解決のために地域から提案・実施する地域事業がある。

全県事業は関係機関が県医務課に直接事業提案をし、地域事業（医療機関や地域単位の団体・組織、市町からの提案）については、地域包括ケア推進部会（神戸市地域医療構想調整会議）の意見を付し、県医務課に提出する。



■ 地域包括ケア推進部会（神戸市地域医療構想調整会議）の意見聴取における確認内容

- ① 地域（圏域）の課題に対応した事業であるか。
- ② 事業の目的や実施内容が課題解決のため効果的な事業であるか。
- ③ 事業の実施者及びその対象者が適切であるか。
- ④ 事業費の積算は適切であるか。